

市民・団体等の皆さまへ



【倫理保持のためのルール】 禁止行為の例外規定の見直し

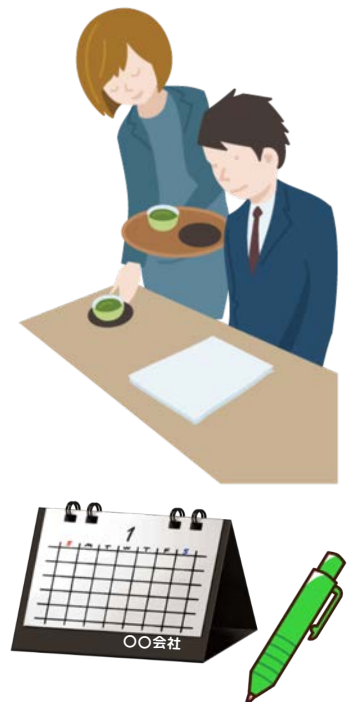
上尾市職員倫理条例では、仕事を行う上で市民の疑惑や不信を招くことがないように、利害関係者との関係及び禁止行為についてルールを定めています。この度、条例制定より3年が経過することに合わせ、市政運営に支障のない範囲で禁止行為の例外規定を一部見直します。

主な変更内容

以下の行為については禁止規定の適用除外となります。

- 会議等での簡易な飲食（弁当等）
- 一般的接遇での茶菓等
- 自己負担における飲食
関係者主催公式行事における飲食
総会や賀詞交換会等を含む。
ただし、一部届出制とする。
- 宣伝用物品又は記念品で広く一般
に配布するためのものの受け取り

施行日：令和5年4月1日



引き続き、市職員のコンプライアンス向上のための取組にご理解とご協力をお願いします

上尾市